

昭和二十三年十一月十日提出
質 問 第 三 号

松江地方裁判所の不法処置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年十一月十日

提出者 木 村 榮

衆議院議長 松岡 駒吉 殿

松江地方裁判所の不法処置に関する質問主意書

不法侵入容疑にて松江刑務所に收容中の平井英雄外九名の要求に基く拘留理由開示裁判が、昭和二十三年十月三十日松江地方裁判所において開廷されたとき、当日の裁判長木村判事は、九名の被疑者に不当の発言をしたとの理由で退廷を命じたが、何らの発言もせず、退廷を命じられなかつた高津傳次郎を看守及び警察官が暴力をもつて廷外に連れ出した事件がある。当日暫く休憩の後、裁判を再開し、退廷を命じられなかつた高津傳次郎を再入廷させて、裁判長は拘留理由を述べたが、不法に退廷させられた責任を裁判長に追及したところ、裁判長は何らの答弁をしなかつた。

以上の処置は、すべて不法なる処置と信ずるが、この問題に関する真相を明かにし、且つ法務総裁の意見を求める。

右質問する。